



市民の皆さんへ

ごみの減量、一人ひとりが主役です できることから始めましょう



事業者の皆さんへ

市民の役割

家庭から発生するごみの量を少なくし、リサイクルに積極的に協力する
問題意識を持って、市民の立場から市や事業者に対して、ごみに関する意見を積極的に述べたり、買い物を通して社会を変えるような消費行動をとる など

知っていますか？

ごみを減らすための5つのR

その1 リフューズ

<ごみを発生源で絶つ>



買い物には買い物袋を持参する
余計な包装は断る
量り売り、ばら売りの商品を買うようにし、必要量だけを買う
使い捨て商品は使う場所や目的に応じて考えて使う
ダイレクトメールなど不要な郵便物は付せんに「受取拒否」と書き、署名・捺印をして封筒に貼り付け、ポストに返却する



その2 リデュース

<ごみをつくらない>

調理の際には適量を心掛け、食べ残しをしない
生ごみの水切りはしっかり行う
ベビー用品や旅行用品など、ある一定期間しか使わないものはレンタル品を活用する



その3 リユース

<ものを再使用する>

詰め替え商品を選ぶ
牛乳やビールはリターナブルビン入りを選び、ビンは購入した店に返却する
ペーパータオルの使用を控え、ふきんを活用する



その4 リペア

<修理して使う>

電化製品や家具などの耐久消費財を買うときは目先の値段やデザインだけにこだわらず、長く付き合える商品を選ぶ
電化製品を買うときは、どんなアフターサービスがあるか確認する
電化製品や家具などは、故障しても修理や部品交換で長く使い続ける



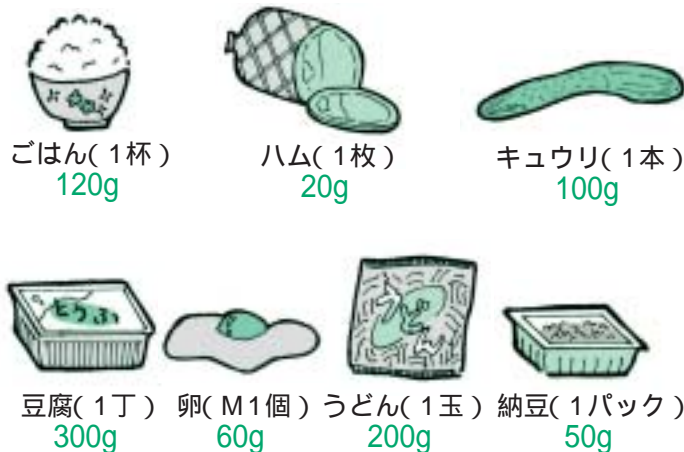
その5 リサイクル

<再生・再利用する>

ペットボトル、牛乳パック、トレイなどは店頭回収に協力する
新聞・雑誌・段ボール・古布・アルミ缶などの資源物は地域の集団回収に出す
ビンや缶などの資源物は、さっと水洗いして排出するなどルールをしっかりと守る
再生商品を積極的に選び、購入する



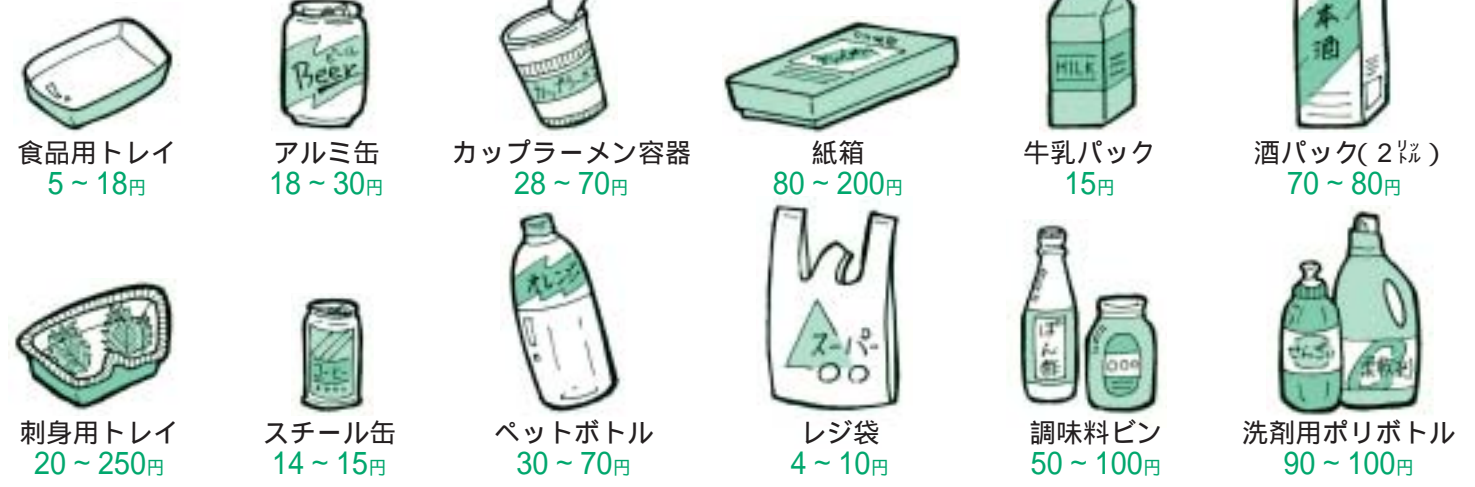
廃棄しやすい食品の重量の一例



使い捨て容器の重量の一例



容器の値段の一例



(「グリーンコンシューマーになる買い物ガイド」より引用)

グリーン購入 ってなんだろう？

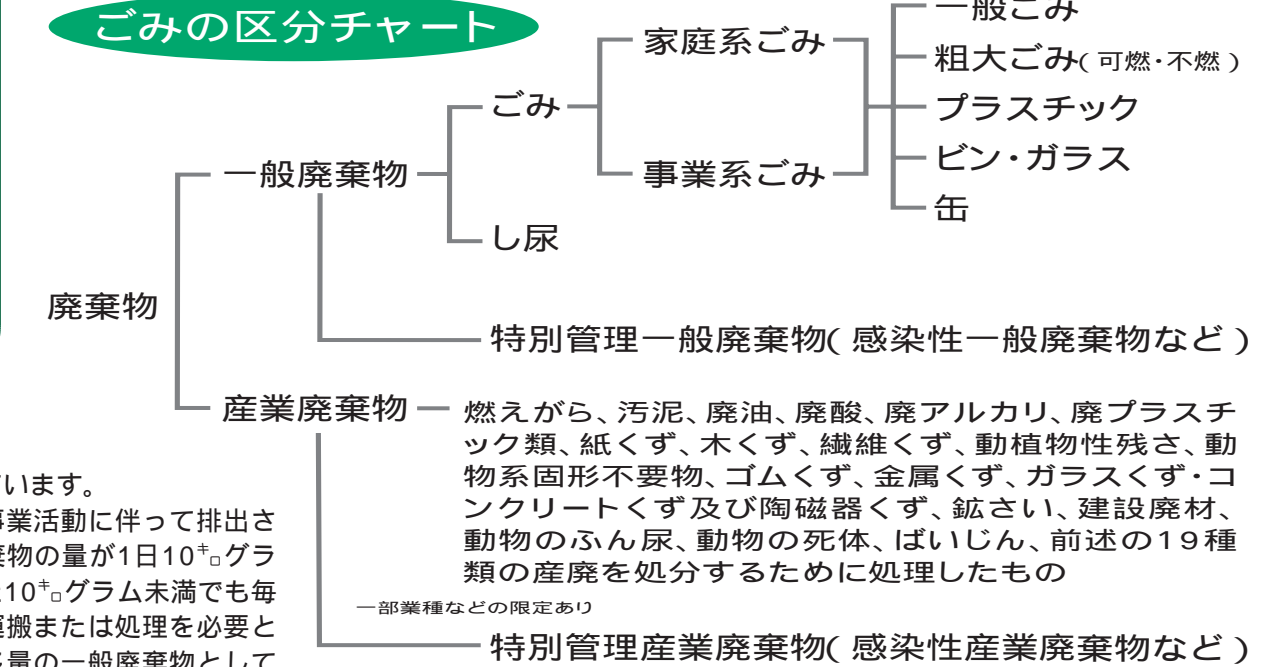


グリーン購入とは、環境への負荷ができるだけ少ない商品やサービスを購入することです。また、日々の買い物で環境を大切にしたい商品や店を選ぶ消費者や、地球環境を大切にしたい事業者とをグリーンコンシューマーと呼びます。聞き慣れない言葉ですが、難しいことではありません。毎日の買い物で「環境に良い」という物差しで商品や店を選べばよいのです。あなたも買い物行動を変えてみませんか。

事業者の役割

ごみを増やさない流通・販売や再生品の販売拡大に努める
生産・販売する製品が廃棄された後の適正処分・リサイクルに責任をもつ
店頭回収などのリサイクル過程において製造事業者と流通事業者が協力しながら効率的なリサイクルシステムを構築する
排出者としても分別排出を徹底し、市が行う処理・処分が適正に行われるよう協力する など

事業所のごみ減量とリサイクルに協力を



事業系ごみとは？

廃棄物は、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。
産業廃棄物は、燃えがらや汚泥など質的、量的にみて市の処理施設では適正に処理することが困難と考えられる20種類の廃棄物が法律で定められています。
一般廃棄物は、人の日常生活に伴って排出されるごみやし尿などの家庭系ごみと産業廃棄物以外で事業活動に伴って排出される事業系ごみに分けられています。
現在、市が処理しているのは、一般廃棄物だけです。

定められています。
市では、事業活動に伴って排出される一般廃棄物の量が1日10³グラム以上、また10³グラム未満でも毎日か隔日に運搬または処理を必要とするものを多量の一般廃棄物として条例で定めています。
しかし、実際には、家庭ごみに混入して地域のごみステーションに排出するなど、事業者の責務が守られていないことがあります。排出量が上記に該当する事業者で、処理のルールが分からない場合は、業務課 ☎ 759 8011 に相談してください。

廃棄物の処理および清掃に関する法律
第3条第1項 事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
第6条の2第5項 市町村長は、その区域内において事業活動に伴い多量の一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者に対し、当該一般廃棄物の減量に関する計画の作成、当該一般廃棄物を運搬すべき場所及びその運搬の方法その他必要な事項を指示することができる。

事業系ごみ、適正処理 していますか？

事業系ごみは、事業者が責任を持って適正処理しなければならず、多量の一般廃棄物を排出する事業者に対して、市は運搬すべき場所と運搬方法を指示することができると法律

市の役割

ごみ収集システムの整備や人々の意識を改革していくような啓発に努める
ごみ減量化・リサイクルの推進について有効な施策を実施する
市も一事業者として市民・事業者が率先垂範して、ごみ減量化のための努力をしていく など

第3期 川西市廃棄物減量等推進審議会が 答申書を提出

同審議会は、13年10月に市長から「21年度を目標年次とするごみの減量化とリサイクルに伴うアクションプランの策定について」の諮問を



を受けて審議を行い、14年11月に市長に答申書を提出しました。
答申書は、市民・事業者・市の三者の役割を明確にするともに、市が施策として実施していくべきものを具体的に述べています。
市の施策として、「分別区分を改める」「ごみ収集処理の有料化」「指定袋制の導入」「地域説明会の開催」などの15項目。この答申を受けて市は、ごみ減量化とリサイクルの推進を強力に進めていくため、施策の実施に向けて具体的な検討をしていきます。

市が実施すべきアクションプラン15項目

- 分別区分を改める
- ごみ収集処理の有料化
- 指定袋制の導入
- 廃棄家具等の有効活用及びごみに関する情報発信を行うための拠点づくり
- 店頭回収の強化
- 啓発の強化
- 地域説明会の開催
- 省包装・マイバッグ持参促進運動
- グリーン購入
- 事業系紙ごみのリサイクル
- 事業系生ごみリサイクルへの取り組み
- 集団回収の拡充
- オール川西での取り組み
- 廃棄物減量等推進員制度の導入
- 収集方法の見直し